

### 3. 家庭における非行防止 10ポイント

#### ポイント1 子供を放任するな～子どもを育てる責務の自覚を

- (1) 親は子供の行動に責任を持とう。
- (2) 子供の身のまわり、行動に注意を払おう。
- (3) 父親も子供の教育に参加しよう。

#### ポイント2 親の権威を失うな～しつけに自信を

- (1) しつけの基本は、昔も今も変わらない。
- (2) しかるべきときには、き然としかろう。
- (3) 子供のいいなりにはならないようにしよう。

#### ポイント3 子は親を写す鏡であることを忘れるな～自らをきびしく

- (1) 親は身近な大人の見本
- (2) 子供に教えたことは、自分で「模範」を示そう。
- (3) ふしだらな親からは子が逃げる。

#### ポイント4 親子の対話を忘れるな～子供の理解を

- (1) 子供に積極的に話しかけよう。
- (2) 子供からの話しかけには、すぐに応じよう。
- (3) 親の立場で聞き、子の立場になって話そう。

#### ポイント5 子供に善悪のけじめをつけさせることを忘れるな ～生活基本マナーを～

- (1) うそをつかない、約束を守る子供にしよう。
- (2) やっていいことと、悪いことのけじめをくり返して教えよう。
- (3) 悪い行いは、他人の子でも注意しよう。

#### **ポイント6 子供に過度の期待をかけるな～適切な目標と進路を**

- (1) 親の一方的願望や見栄で子供をかり立てることをやめよう。
- (2) 兄弟をいつも引き合いに出してしかるのをやめよう。
- (3) 子供がやる気を起こす無理のない目標を持たせよう。

#### **ポイント7 子供を甘やかすな～忍耐力と自律心を**

- (1) 子供の欲望を次から次へと満たしてはならない。
- (2) 物わがりのよい親であることに要注意。
- (3) つらさに耐えさせ、たくましい子に。

#### **ポイント8 小さい時からしつけることを怠るな～後で悲しまないために**

- (1) 幼児期に生活の基本マナーをきちんと身につけさせよう。
- (2) かわいいだけではダメにする。
- (3) 後悔した時では遅すぎる。

#### **ポイント9 二つしかったら三つほめる心がけを忘れるな～いつも励ましと温かさを**

- (1) ほめることは、子供にやる気と励みを与える。
- (2) 頭ごなしや、ムラのある感情的なしかり方は逆効果。
- (3) 子供には、いつも希望と自主性を持たせよう。

#### **ポイント10 子供に目標を持たせることを忘れるな～若いエネルギーの方向を正しく**

- (1) 年齢に応じた目標、夢を持たせよう。
- (2) 自分で判断し、行動に責任を持たせよう。
- (3) 過度の干渉を避けて自立心を助けよう。

## 4. 千葉県青少年補導員連絡協議会規約

(昭和58年7月19日一部改正)

(昭和60年7月26日一部改正)

(昭和62年7月17日一部改正)

(平成14年6月19日一部改正)

(平成21年7月11日一部改正)

(平成28年7月 9日一部改正)

### 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、千葉県青少年補導員連絡協議会という。

(構 成)

第2条 本会は、県内の各青少年補導員会（以下「補導員会」という）をもって構成する。

(事 務 所)

第3条 本会の事務所は、原則として会長の属する市におく。

### 第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 本会は、県内の補導員会相互の連絡調整を図るとともに、すべての補導員の力を結集して、非行のない明るい社会の実現に寄与することを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 各行政機関、団体等の行う青少年の非行防止運動への参加並びに協力

(2) 青少年非行防止に必要な調査研究

- (3) 社会道德の高揚と非行防止活動の重要性の啓発
- (4) 非行防止懇談会、講演会、映画会、研修会等の開催
- (5) その他、本会の目的達成のために必要な事業

### 第3章 役員

#### (役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会長 1名、 副会長 若干名、 理事 若干名  
監事 2名、 書記 1名、 会計 1名

- 2. 会長及び副会長は理事の互選による。
- 3. 理事は、補導員会の長の職にあるものをもってあてる。
- 4. 監事・書記及び会計は、理事会の承認を得て会長が推薦する。

#### (役員の仕事)

第7条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

- 2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- 3. 監事は、本会の会計を監査する。
- 4. 書記は、本会の命を受けて会務を掌握する。
- 5. 会計は、会長の命を受けて金銭物品の出納保管に任ずる。

#### (役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2. 補欠役員の任期は前任者の残任期とする。
- 3. 役員は任期満了の後においても後任者が選任されるまでは、その職務を行うものとする。

## 第4章 顧問及び参与

(顧問、参与)

第9条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

2. 顧問及び参与は理事会の同意を得て会長が委嘱する。

## 第5章 会 議

(会 議)

第10条 本会の会議は、代議員総会及び理事会として会長が招集する。

2. 本会に加入する補導員の会は、代議員を選出し、会長に報告する。

3. 代議員に関し必要な事項は、別に定める。

(代議員総会)

第11条 代議員総会は、通常代議員総会及び臨時代議員総会とする。

2. 代議員総会は毎年1回開催する。

(代議員総会において承認すべき事項)

第12条 代議員総会において承認すべき事項は次のとおりとし、全代議員の過半数の賛成をもって決する。

(1) 事業計画及び予算

(2) 事業報告及び決算

(3) 役 員

(4) 規約の変更

(5) その他、本会の運営に関する重要な事項

(臨時代議員総会)

第13条 会長は、全代議員の3分の1以上の者又は、理事会の要請があった場合は、速やかに臨時代議員総会を招集しなければならない。

(理 事 会)

第 14 条 理事会は次のことを審議する。

- (1) 本会の運営に関する事項
- (2) 総会において承認すべき事項
- (3) その他、会長において必要と認めた事項

(議 決)

第 15 条 理事会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、規約の変更は出席理事の 3 分の 2 以上の同意がなければ、これを行うことができない。

## 第 6 章 会 計

(収 入)

第 16 条 本会の会計は、負担金・補助金または交付金及び寄付金その他の収入をもってあてる。

2. 前項の負担金の額は、補導（委）員一人当たり 1, 0 0 0 円とする。

(会計年度)

第 17 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

付 則

この規約は、昭和 52 年 10 月 21 日から施行する。

## 慶弔規定

(平成 4 年 6 月 2 0 日一部改正)

(平成 1 3 年 6 月 2 1 日一部改正)

(平成 2 2 年 7 月 1 0 日一部改正)

第 1 条 本会の会員（顧問、参与を含む）の慶弔に関する取扱いは規定による。

第 2 条 削除

第 3 条 会員の不幸については、次の基準により弔慰金をおくる。

会員の死亡 5, 0 0 0 円

第 4 条 その他の場合で必要と認められたときは役員が協議して決定する。

第 5 条 この規定は昭和 5 4 年 4 月 1 日より施行する。

### 【資料 2】 《ブロック編成》

| ブロック    | 参 加 市 |     |     |     |     |     |
|---------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 千 葉 地 区 | 千 葉   | 市 原 | 銚 子 | 木更津 | 茂 原 | 四街道 |
| 船 橋 地 区 | 船 橋   | 八千代 | 習志野 | 市 川 | 浦 安 |     |
| 東 葛 地 区 | 柏     | 流 山 | 我孫子 | 野 田 | 鎌ヶ谷 | 松 戸 |

## 議会代議員規程

第1条 この規程は、千葉県青少年補導員連絡協議会規約（以下「規約」という。）第10条第3項の規定に基づき、千葉県青少年補導員連絡協議会代議員（以下「代議員」という。）について必要な事項を定めるものとする。

第2条 代議員は、補導員の会から5名選出するものとする。

第3条 代議員は、代議員総会に出席し、審議に参画するものとする。

第4条 この規程を改廃する場合には、規約第14条・第15条に規定する理事会の議決を経なければならない。



## 5. 千葉県内少年センター等一覧

| 番  | 名 称            | 所 在 地                               | 電 話          |
|----|----------------|-------------------------------------|--------------|
| 1  | 千葉市青少年サポートセンター | 千葉市中央区千葉港 2-1<br>千葉市中央コミュニティセンター8 階 | 043-245-3700 |
| 2  | 船橋市青少年センター     | 船橋市本町 1-23-7                        | 047-431-2315 |
| 3  | 柏市少年補導センター     | 柏市柏 5-8-32                          | 04-7164-7571 |
| 4  | 松戸市少年センター      | 松戸市竹ヶ花 74-3 中央保健福祉センター3 階           | 047-366-7464 |
| 5  | 市川市少年センター      | 市川市鬼高 1-1-4 生涯学習センター3F              | 047-320-3345 |
| 6  | 習志野市青少年センター    | 習志野市鷺沼 2-1-1                        | 047-452-0919 |
| 7  | 市原市青少年指導センター   | 市原市八幡海岸通 1969-44                    | 0436-43-3939 |
| 8  | 鎌ヶ谷市青少年センター    | 鎌ヶ谷市富岡 2-6-1<br>鎌ヶ谷市生涯学習推進センター内     | 047-445-4393 |
| 9  | 八千代市青少年センター    | 八千代市大和田 138-2                       | 047-483-7300 |
| 10 | 流山市青少年指導センター   | 流山市中 110                            | 04-7159-5400 |
| 11 | 木更津市まなび支援センター  | 木更津市朝日 1-8-17                       | 0438-22-4152 |
| 12 | 我孫子市少年センター     | 我孫子市我孫子 1684                        | 04-7185-1367 |
| 13 | 銚子市青少年指導センター   | 銚子市小畑新町 7756 市民センター内                | 0479-21-0345 |
| 14 | 浦安市青少年センター     | 浦安市猫実 1-1-1                         | 047-712-6799 |
| 15 | 野田市青少年センター     | 野田市柳沢 53                            | 04-7125-2639 |
| 16 | 茂原市青少年指導センター   | 茂原市千代田町 2-8-20                      | 0475-22-4466 |
| 17 | 四街道市青少年育成センター  | 四街道市鹿渡 2001-11                      | 043-421-7867 |
| 18 | 旭市青少年センター      | 旭市二の 2132 番地                        | 0479-62-5353 |
| 19 | 匝瑳市指導センター      | 匝瑳市八日市場ハ 793-35                     | 0479-73-0094 |

